

**さいたま市西区障害者生活支援センター ゆめの園**  
**「計画相談等事業所」重要事項説明書**

1. 法人の概要

名 称	社会福祉法人 ハッピーネット
所在地	埼玉県さいたま市桜区南元宿 2-6-22
TEL/FAX	048-767-3822 / 048-767-3823
代表者氏名	理事長 伏見 広一
法人設立年月日	平成 14 年 1 月 4 日

2. 事業所の概要

事業所の名称	さいたま市西区障害者生活支援センター ゆめの園
事業所の種類	特定相談支援事業 平成 24 年 4 月 1 日指定 (1136502406) 一般相談支援事業 平成 24 年 4 月 1 日指定 (1136502406) 障害児相談支援事業 平成 24 年 5 月 1 日指定 (1176502407)
主たる対象者	特定無し (身体障害者・知的障害者・障害児(18歳未満の身体障害児、知的障害児等)・精神障害者(18歳未満の精神障害児を含む)・難病等患者・発達障害児者・高次脳機能障害児者・その他心身に障害がある者)
事業の方針	1 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体の状態、その置かれている環境等に応じて、利用者又はその保護者の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスが、多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう、援助を適切に行うものとしします。 2 相談支援の実施に当たっては、利用者に提供される障害福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとしします。 3 相談支援の実施に当たっては、利用者の必要なときに必要な相談が行えるよう努めるものとする。 4 相談支援の実施に当たっては、関係市町村、障害福祉サービス事業者等及び福祉サービス等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
事業の目的	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下、「障害者総合支援法」という)及び児童福祉法に基づく一般相談支援及び特定相談支援並びに障害児相談支援の円滑な運営管理を図ると共に、支給決定にかかる障害児者の意思及び人格を尊重し、適切な相談支援を行うことを目的としします。
事業所の所在地	埼玉県さいたま市西区高木 123-4 カーサ辰巳 1 階
TEL/FAX	048-623-1768 / 048-622-8807
管理者氏名	(職名) 管理者 (氏名) 松村 幸裕 (専任)・兼任)

開設年月	平成 24 年 4 月 1 日
------	-----------------

### 3. 事業実施地域

さいたま市全域
---------

### 4. 営業時間等

#### (1) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月～金曜日(祝祭日含む・12月29日～1月3日除く) ※ 休業中の急を要する相談については転送電話にて対応する。
営業時間	8:30～17:30

#### (2) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月～金曜日 ※ 休業中の急を要する相談については転送電話にて対応する。
サービス提供時間	9:00～17:00 ※ 地域定着支援の対象者に限りサービス提供時間外は転送電話にて対応する。

### 5. 職員の体制(令和7年4月1日現在)

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	職務の内容
1. 管理者	1名	従業者及び業務の一元的管理及び指揮命令
2. 相談支援専門員	1名以上 (管理者兼務含む)	・サービス等利用計画、障害児支援利用計画(以下「サービス等利用計画」という。)の作成 ・利用の申込みに係る調整
3. その他の職員		・一般相談に係る事務等 ・地域移行支援・地域定着支援を担当する者は、利用者の支援計画に基づき直接的支援を行う。

当事業所では、利用者に対して相談支援事業を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

《主な職種の勤務体制（標準的な時間帯における最低配置人員）》

職 種	勤 務 体 制	人 員
1. 管 理 者	常 勤 8:30 ～ 17:30	1 名
2. 相 談 支 援 専 門 員	常 勤 8:30 ～ 17:30	1 名 以 上
3. そ の 他 の 職 員	常 勤 8:30 ～ 17:30	

## 6. 当事業所が提供するサービスの内容

### （1）計画相談支援／障害児相談支援（サービス利用計画の作成）

相談支援専門員は、利用者の居宅等を訪問し利用者及びその家族に面接して、利用者の心身の状況及びその置かれている環境等、並びに利用者が希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等を把握したうえで、適切な保健、医療、福祉、就労支援及び教育等にかかる福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されるように配慮した「サービス等利用計画」を作成します。「サービス等利用計画」は、利用者や家族に事前に説明し、同意をいただくとともに、写しを利用者に交付します。「サービス等利用計画」については、6月に1度以上定期的に見直すほか、必要に応じて見直します。また、利用者の申し出により、いつでも見直すことができます。

### （2）地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者等、地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする方に対して、住居の確保等、地域における生活に移行するための活動に関する相談等の必要な支援を行います。

地域移行支援従業者は、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等を把握し、利用者の希望する生活や課題等を把握したうえで、「地域移行支援計画」を作成します。また、概ね週に1回以上、利用者とは対面による支援を行います。

### （3）地域定着支援

居宅において単身等で生活する障害者又は家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障害者に対して、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に際しては相談等の必要な支援を行います。

地域定着支援従事者は、利用者とは面接をして、利用者の心身の状況、その置かれている環境、並びに緊急時において必要となる当該利用者の家族等、利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、及び医療機関その他の関係機関の連絡先その他の利用者に関する情報を記載した「地域定着支援台帳」を作成します。

## 7. 利用料金

### （1）計画相談支援給付費支給対象サービスに係る利用者負担額

上記サービスの利用に対しては、事業者が法律の規定に基づいて、市町村から計画相談等支

援給付を受領する場合（法定代理受領）は、自己負担はありません。

なお、法定代理受領される金額は別表のとおりです。

## 8. サービスの利用に関する留意事項

- (1) 通常の事業の実施地域外の地域の居宅を訪問して相談支援を行う場合は、それに要した交通費として、その実費を徴収します。その際、自動車を使用した場合は、事業所と目的地の距離に、1kmあたり20円を乗じて得た額とします。
- (2) 上記費用の支払いを受ける場合には、利用者等に対して事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることにします。
- (3) 上記費用の支払いを受けた場合は、当該費用にかかる受領証（(2)については領収証）を、当該費用を支払った利用者等に交付するものとします。
- (4) 利用者及びその家族等と各事業のサービス利用計画に記載の通り、モニタリングとして経過について確認し、把握します。

各事業のサービス利用計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、福祉サービス等の事業者等との連絡調整を行いません。

- (5) 利用者がサービス利用計画の変更を希望した場合、または事業者がサービス利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、サービス利用計画を変更します。
- (6) (1)から(5)までに付帯するその他必要な支援を行います。

## 9. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者（児）施設における虐待の防止について」（平成17年10月20日障発第1020001号厚生労働省社会援護局障害保健福祉部長通知）に準じた取扱いをするとともに、下記の対策を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 松村 幸裕
-------------	-----------

- ② 成年後見制度の利用を支援します。
- ③ 苦情解決体制を整備しています。
- ④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

## 10. 業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して相談支援の提供を受けられるよう、相談支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施

しなければならない。

(1) 研修の機会は以下のとおり設けるものとする。

(ア) 採用時研修 採用後3か月以内

(イ) 継続研修 年1回以上

(2) 訓練（シミュレーション）は年1回以上行うものとする。

## 11. 衛生管理等

事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じなければならない。

(1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の設置

委員会の開催 6か月に1回以上

(2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備

(3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施

(ア) 採用時研修 採用後3か月以内

(イ) 継続研修 年1回以上

(ウ) 訓練の実施 年1回以上

## 12. 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<p>事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>○ 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>○ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後も継続します。</p> <p>○ 事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
②個人情報の保護について	<p>○ 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障害福祉サービス事業者等に、利用者の個人情報を提供しません。また利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。</p> <p>○ 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>○ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合</p>

	は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとし、ます。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)
--	---

### 13. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損保
保険名	介護・社会福祉事業者総合保険
保障の概要	事業に関する身体・財物に対する損害補償

### 14. 苦情等の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談（お客様相談係）  
サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は下記の専用窓口で受け付けます。

#### (2) 第三者委員

本事業所では、地域にお住まいの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所のサービスに対するご意見などをいただいています。利用者は、本事業所への苦情やご意見は「第三者委員」に相談することもできます。

#### <お客様窓口及び行政機関その他苦情受付機関等>

	連絡先	受付時間
お客様窓口 (苦情受付窓口担当)	管理者 裕村 幸裕 TEL : 048-623-1768 FAX : 048-622-8807	9:00~17:00 月~金 (12月29日~ 1月3日除く)
苦情解決責任者	相談・訪問事業部 障がい相談グループマネージャー 小島 建彦 TEL : 03-6912-3218	9:00~17:00
福祉相談サービス委員 (第三者委員)	仁木 甲之 特別養護老人ホーム ひかわ TEL : 048-620-7533	9:00~17:00
	久保木 央 TEL : 090-3591-9243	9:00~17:00

市町村窓口	さいたま市 障害政策課事業所係 TEL/FAX 048-829-1309 / 048-829-1981 西区支援課 TEL/FAX 048-620-2662 / 048-620-2766 北区支援課 TEL/FAX 048-669-6062 / 048-669-6166 大宮区支援課 TEL/FAX 048-646-3062 / 048-646-3166 見沼区支援課 TEL/FAX 048-681-6062 / 048-681-6166 中央区支援課 TEL/FAX 048-840-6062 / 048-840-6166 桜区支援課 TEL/FAX 048-856-6172 / 048-856-627 浦和区支援課 TEL/FAX 048-829-6143 / 048-829-6239 南区支援課 TEL/FAX 048-844-7172 / 048-844-7276 緑区支援課 TEL/FAX 048-712-1172 / 048-712-1276 岩槻区支援課 TEL/FAX 048-790-0163 / 048-790-0266	8:30~17:15
埼玉県運営適正化委員会	埼玉県社会福祉協議会内に設置 所在地（埼玉県社会福祉協議会 内） 〒330-8529 さいたま市浦和区針ヶ谷 4-2-65 彩の国すこやかプラザ 1階 TEL 048-822-1243	9:00~16:00

## 15. その他

当事業所は、適切な障害福祉サービスが提供できるよう従業者の業務体制を整備するとともに、資質向上をはかるために研修の機会を次のとおり実施しています。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
  - (2) 継続研修 年2回以上
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者等の秘密を保持するものとする。
  - 3 雇用契約においては、従業者であった者が事業所の従業者でなくなった後においても、業務上知り得た利用者等の秘密を保持すべき旨を定めるものとする。
  - 4 事業所は、他の事業所等に対して、利用者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者の同意を得ておかなければならない。
  - 5 事業所は、利用者に対する相談支援の提供に関する諸記録を文書により整備し、当該相談支援を提供した日から5年間保存するものとする。
  - 6 事業所は、さいたま市地域生活支援拠点事業実施要綱(令和3年さいたま市制定)に規定する

地域生活支援拠点として、以下の機能を担う。

- (1) 相談…さいたま市障害者生活支援センター設置要綱(平成 18 年さいたま市制定)第 5 条の規定による基幹相談支援センター(以下「基幹相談支援センター」という。)、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連携体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能
- (2) 緊急時の受入れ・対応…短期入所を活用した常時の緊急受け入れ態勢を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能
- (3) 体験の機会・場…地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能
- (4) 専門的人材の確保・養成…医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能
- (5) 地域の体制づくり…基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

年 月 日

さいたま市西区障害者生活支援センター ゆめの園が提供する指定相談支援事業に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者住所	埼玉県さいたま市西区高木 123-4 カーサ辰巳 1 階
事業者名	社会福祉法人 ハッピーネット
事業所名	さいたま市西区障害者生活支援センターゆめの園
説明者職名	氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、さいたま市西区障害者生活支援センター ゆめの園の指定相談支援事業の利用開始に同意しました。

利用者	住所	
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	印

## 別表

### ① 基本サービス単位数表(計画相談支援・地域相談支援・障害児相談支援)

(さいたま市の一単位の単価は 10.90)

			単位数	利用料
				(円)
計画相談支援	機能強化型サービス利用支援費	I	2,014/月	21,952/月
	機能強化型継続サービス利用支援費	I	1,761/月	19,194/月
地域移行支援	地域移行支援サービス費	Ⅲ	2,422/月	26,399/月
地域定着支援	体制確保		315/月	34.33/月
	緊急時支援	I	734/日	8,000/日
		Ⅱ	98/日	1,068/日
障害児相談支援	機能強化型障害児支援利用援助費	I	2,201/月	23,990/月
	機能強化型継続障害児支援利用援助費	I	1,896/月	20,666/月

### ② 加算単位数 下記に該当する場合は、①の基本単位数に加算を算定します。

			単位数	利用料
				(円)
主任相談支援専門員 配置加算(I)	地域の相談支援の中核的な役割を担う 指定特定相談支援事業所であって、主任 相談支援専門員を当該事業所に配置し た上で、当該主任相談員が、当該事業所 の従業者及びその他の相談支援事業所 の従事者に対し、その資質向上のため指 導・助言を実施している場合に加算		300/月	3,270/月
利用者負担上限額管 理加算	利用者の負担額合計額の管理を行った 場合に算定		150/月	1,635/月
初回加算  (計画相談支援)	新規(サービス等利用計画を作成する月 の前6月間において障害福祉サービス等 を利用していない者含む)にサービス等 利用計画を作成した対象障害者等に対 してサービス利用支援を行った場合に 算定		300/月	3,270/月
初回加算  (地域移行支援)	新規に指定地域移行支援の利用を開始 した月について算定		500/月	5,450/月
初回加算  (障害児相談支援)	新規に障害児支援利用計画を作成した 障害児支援対象保護者に対して、指定障 害児支援利用援助を行った場合に算定		500/月	5,450/月

入院時情報連携加算	(Ⅰ)病院等を訪問し、病院等の職員に対して利用者に係る必要な情報を提供した場合に算定	300/月	3,270/月
	(Ⅱ)(Ⅰ)以外の方法により、病院等の職員に対して利用者に係る必要な情報を提供した場合に算定	150/月	1,635/月
居宅介護事業所等連携加算	利用者が指定居宅介護支援又は指定介護予防支援の利用を開始するに当たり、必要な情報を提供し、居宅サービス計画等の作成等に協力した場合に算定	150/月	1,635/月
	①情報提供を文書により実施した場合		
	②月2回以上、利用者の居宅等に訪問し面接を行った場合	300/月	3,270/月
	③他機関の主催する利用者の支援の検討等を行う会議に参加した場合	300/月	3,270/月
医療・保育・教育等移行支援加算	①病院、訪問看護事業所、企業、児童相談所、保育園、幼稚園、小学校、特別支援学校等の書き館緒職員と面談を行い、利用者に係る必要な情報提供を受けた上で (1)サービス等利用支援・障害児支援利用援助を策定した場合に算定	200/月	2,180/月
	(2)継続的サービス利用支援・継続障害児支援利用援助を策定した場合に算出	300/月	3,270/月
	②病院等を訪問し、当該病院等職員に対して生活環境等の情報を提供した場合(1月3回を限度とし、同一の病院等については1月1回を限度とする)	300/月	3,270/月
	③福祉サービス等提供機関に対して必要な情報を提供した場合	150/月	1,635/月
サービス担当者会議実施加算	継続サービス利用支援を行うに当たり、サービス担当者会議を開催し、必要な検討等を行った場合に算定	100/月	1,090/月
サービス提供時モニタリング加算	サービス等利用計画等を作成した利用者が利用する障害福祉サービス等の提供現場を訪問することにより、その提供状況等を確認し、及び記録した場合に算定(ただし、相談支援専門員1人当たりの計画相談支援対象障害者等の数が39を超える場合には、39を超える数については算定しない)	100/月	1,090/月
行動障害支援体制加算	強度行動障害支援者養成研修(実践研修)の課程を修了した者を1名以上配置し、その旨を公表している場合に算定	60/月	654/月

要医療児者支援体制加算	地域生活支援事業として行われる研修（人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児等の障害特性及びそれに応じた支援技法等に関する研修に限る。）またはこれに準じる研修の課程を修了した者を1名以上配置し、その旨を公表している場合に算定	60/月	654/月
精神障害者支援体制加算	地域生活支援事業として行われる研修（精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修に限る。）又はこれに準じる研修の課程を修了した者を1名以上配置し、その旨を公表している場合に算定	60/月	654/月
地域生活支援拠点等相談強化加算	運営規程において地域生活支援拠点であることを定めている事業所において、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた者が短期入所を利用する場合において、必要な調整等を行った場合に算定	700/回	7,630/回
（月4回を限度）			
地域体制強化共同支援加算	運営規程において地域生活支援拠点であることを定めている事業所において、利用者及び利用者が利用する障害福祉サービスの提供事業者のうちいずれか3者以上と共同して、在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、協議会に対し文書により当該説明及び指導の内容等を報告した場合に算定	2,000/回	21,800/回
（月1回を限度）			
集中支援加算	利用者との対面による支援を月に6日以上実施した場合に算定	300/月	3,270/月
退院・退所加算	退院・退所等をし、障害福祉サービスを利用する場合において、当該施設の職員と面談を行い、必要な情報の提供を受けた上でサービス等利用計画等を作成し、障害福祉サービス利用に関する調整を行った場合に算定	300/回	3,270/回
（初回加算との併給不可/3回限度）			
退院・退所月加算	退院・退所等をする日が属する月にサービス提供を行った場合に算定	2,700/月	29,430/月
障害福祉サービスの体験利用加算	（Ⅰ）相談支援給付決定障害者に対して、障害福祉サービスの体験的な利用支援を提供した場合に、体験的な利用支援を開始した日から起算して5日以内の期間について算定	500/日	5,450/日
	（Ⅱ）（Ⅰ）において、体験的な利用支援を開始した日から起算して6日以上15日	250/日	2,725/日

	以内の期間について算定		
体験宿泊加算	(Ⅰ) 一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援を行った場合に算定	300/日	3,270/日
	(Ⅱ) 夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な見守り等の支援を行い、一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援を行った場合に算定	700/日	7,630/日